

平成 25 年 7 月 25 日

各 位

会社名	三菱UFJ投信株式会社 (管理会社コード13444)
代表者名	取締役社長 後藤 俊夫
問合せ先	商品ディスクロージャー部 井上 靖 (TEL. 03-6250-4910)

## MAXIS ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名 (コード)

MAXIS トピックス・コア30上場投信 (1344)

MAXIS 日経225上場投信 (1346)

MAXIS トピックス上場投信 (1348)

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信 (1670)

#### 2. 変更の理由

投資家の利便性向上のため、取得、交換および買取の申込締切時間の繰り下げをするものです。

#### 3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

#### 4. 日程

平成 25 年 7 月 25 日

金融庁届出日

平成 25 年 7 月 31 日

変更日

#### 5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS トピックス・コア30 上場投信

変更前 (旧)	変更後 (新)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>翌営業日</u> (略) を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>前項による受益権の取得申込みを受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u> (略) を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日<u>を受付日とする取得申込みを受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年3月19日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>翌営業日</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数 (略) の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換 (略) を請求することができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>第1項による交換の請求を受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑨～⑫ (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年3月19日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数 (略) の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換 (略) を請求することができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日<u>を受付日とする交換の請求を受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑨～⑫ (略)</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>

<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>翌営業日</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

MAXIS 日経225上場投信

変更前 (旧)	変更後 (新)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>翌営業日</u> (略) を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>前項による受益権の取得申込みを受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u> (略) を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年4月20日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>翌営業日</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数 (略) の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換 (略) を請求することができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>第1項による交換の請求を受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑨～⑫ (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年4月20日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数 (略) の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換 (略) を請求することができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑨～⑫ (略)</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>

<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>翌営業日</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS トピックス上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>翌営業日</u>（略）を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>当日（正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）</u>（略）を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年7月14日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>翌営業日</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数（略）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（略）を請求することができます。</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑨～⑫（略）</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年7月14日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>当日（正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数（略）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（略）を請求することができます。</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>（略）</p> <p>⑨～⑫（略）</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>

<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>翌営業日</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>
---	--

以 上

# 投資信託約款の変更の案

## MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>翌営業日</u>（略）を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>前項による受益権の取得申込みを受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの<u>当日（正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）</u>（略）を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年9月16日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>翌営業日</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数（略）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（略）を請求することができます。</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、<u>第1項による交換の請求を受け付けないもの</u>とします。ただし、委託者は、<u>次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑨～⑫（略）</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 受益者は、平成21年9月16日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>当日（正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日）</u>を受付日として、交換請求に係る一定口数（略）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（略）を請求することができます。</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>（略）</p> <p>⑨～⑫（略）</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>

<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>翌営業日</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その<u>当日 (正午を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)</u>を受付日としてその受益権を買取ります。(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>
---	--

以 上